

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（土木部編）

新	旧	備考
第1条 <略> (定義) 第2条 <u>3 「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。</u> <u>4 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</u> <u>また、「1年単位の変形労働時間制※」を活用している受注者において、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した週は週休2日の対象期間に含まない。</u> <u>※「1年単位の変形労働時間制」とは、年間の労働時間を柔軟に配分し、繁忙期には長く、閑散期には短く設定する厚生労働省所管の制度をいう。（例：猛暑の時期は1週30時間、秋以降は1週48時間とする場合等）なお、制度を導入する場合は、受注者の会社において労使協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出る必要がある。</u> <u>(削除)</u> (対象工事) 第3条 島根県土木部（建築住宅課及び港湾空港課（削除）を除く）が所管する全ての工事を対象とする。ただし、主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務は除く。 (発注方式) 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。 2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して「週休2日工事」の実施に取り組むことを指定する発注方式である。 3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「週休2日工事」の実施に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。 (1) 災害復旧工事 (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例1) 緊急的、時間的制約があるもの 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事 (3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。 (削除) 「週休2日交替制工事」における「完全週休2日」とは、対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制完全週休2日）の休日を確保する工事のことをいう。 「週休2日交替制工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制月単位4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。 「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。	第1条 <略> (定義) 第2条 (追記) 3 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。 (追記) 空港土木工事にあつては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。 (対象工事) 第3条 島根県土木部（建築住宅課及び港湾空港課の港湾事業を除く）が所管する全ての工事を対象とする。ただし、主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務は除く。 (発注方式) 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。 2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して「週休2日工事」の実施に取り組むことを指定する発注方式である。 3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「週休2日工事」の実施に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。 (1) 災害復旧工事 (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例1) 緊急的、時間的制約があるもの 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事 (3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。 「週休2日交替制工事」における「完全週休2日」とは、対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制完全週休2日）の休日を確保する工事のことをいう。 「週休2日交替制工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制月単位4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。 「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。	通期の週休2日の考え方を再記載 ・「1年単位の変形労働時間制」を活用した週は、対象期間から外す記載を追記 ・空港工事編が別途策定されるため、空港に係る記載を削除 空港工事編が別途策定されるため、空港事業を本要領の適用外 ・空港工事編が別途策定されるため、空港に係る記載を削除

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（土木部編）

新	旧	備考
（実施方法） 第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。 2 受注者は、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。 4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 5 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。 6 週休2日の取得に要する費用計上は行わない。 7 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 第6条 <略> （工事費の積算及び設計変更） 第7条 （削除） （実施確認） 第7条 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事休日等取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。土日に代わる振替日を設けたうえで完全週休2日（土日）を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認すること。 なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。 <u>1年単位の変形労働時間制を活用し、対象期間内に、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した週がある場合は、労働基準監督署に提出した、下記の書類の写しを提出すること。</u> ① 1年単位の変形労働時間制を活用した労働者とその使用者が締結した労使協定 ② 変更した就業規則	（実施方法） 第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。 2 受注者は、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。 4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 5 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。 （追記） 第6条 <略> （工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所月単位4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。 なお、完全週休2日（土日）を達成した場合は、精算時に完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することができなかった場合は、補正なしとして変更するものとする。 2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 （実施確認） 第8条 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事休日等取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。土日に代わる振替日を設けたうえで完全週休2日（土日）を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認すること。 なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。 （追記）	・補正係数の廃止に伴う記載の追記 ・第7条の削除に伴い、規定を第5条へ移行 補正係数の廃止に伴い、第7条を削除 「1年単位の変形労働時間制」を活用した場合における提出資料を追記

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（土木部編）

新	旧	備考
第8～9条 <略> 附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和7年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和7年10月1日から施行する。 <u>（施行期日）</u> <u>この要領は、令和8年10月1日から施行する。</u> （適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。	第8～9条 <略> 附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和7年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和7年10月1日から施行する。 <u>（追記）</u> （適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。	

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（土木部編）

新	旧	備考																												
別紙1 (1) 現場の閉所または休日状況 ①現場閉所完全週休2日(土日)以上 対象期間において、全ての週で土日に現場閉所されている場合。ただし、天候、災害対応等により、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を原則、同一の週で指定することとする。 なお、緊急的に土日に施工する必要がある場合は土日に代わる現場閉所日を翌週とすることができる。 また、1週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、夜間工事の場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間に現場閉所されていれば、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。 ②交替制完全週休2日以上 対象期間内の全ての週で休日率が28.5%(2日/7日)以上の場合。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているものとみなす。 ③月単位4週8休以上 対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%(8日/28日)以上の場合。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。 <u>④通期4週8休以上</u> <u>対象期間内において、現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%(8日/28日)以上の場合</u> ※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数※2の割合の平均値をいう。 ※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。	別紙1 (1) 現場の閉所または休日状況 ①現場閉所完全週休2日(土日)以上 対象期間において、全ての週で土日に現場閉所されている場合。ただし、天候、災害対応等により、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を原則、同一の週で指定することとする。 なお、緊急的に土日に施工する必要がある場合は土日に代わる現場閉所日を翌週とすることができる。 また、1週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、夜間工事の場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間に現場閉所されていれば、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。 ②交替制完全週休2日以上 対象期間内の全ての週で休日率が28.5%(2日/7日)以上の場合。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているものとみなす。 ③月単位4週8休以上 対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%(8日/28日)以上の場合。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。 <u>(追記)</u> ※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数※2の割合の平均値をいう。 ※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。 (2) 補正係数 1) 週休2日工事 <table><tr><th></th><th>労務費</th><th>共通仮設費率</th><th>現場管理費率</th></tr><tr><td>①現場閉所 完全週休2日(土日)</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr><tr><td>②現場閉所月単位 4週8休以上</td><td>1.02</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・空港灯火工事は労務費のみを補正の対象とする。 ・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。 ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。 2) 週休2日交替制工事 <table><tr><th></th><th>労務費</th><th>現場管理費率</th></tr><tr><td>①交替制 完全週休2日</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr><tr><td>②交替制月単位 4週8休以上</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。 ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。		労務費	共通仮設費率	現場管理費率	①現場閉所 完全週休2日(土日)	1.02	1.02	1.03	②現場閉所月単位 4週8休以上	1.02	1.01	1.02						労務費	現場管理費率	①交替制 完全週休2日	1.02	1.03	②交替制月単位 4週8休以上	1.02	1.02				通期の週休2日の考え方を再記載
	労務費	共通仮設費率	現場管理費率																											
①現場閉所 完全週休2日(土日)	1.02	1.02	1.03																											
②現場閉所月単位 4週8休以上	1.02	1.01	1.02																											
	労務費	現場管理費率																												
①交替制 完全週休2日	1.02	1.03																												
②交替制月単位 4週8休以上	1.02	1.02																												

（削除）

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（土木部編）

新

旧

備考

別表 1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工（大径鉄筋含む）		1.02	1.02	1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接工）		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	敷き	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	敷き	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	敷き	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	敷き	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
土工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付け工		1.01	1.01	1.01	1.01
木材チップ積み高付吹付け工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路修理工	機械	1.02	1.02	1.02	1.02
	動力	1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用伸縮型伸縮継手設置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
舗装カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
道路保護設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	敷き・移動	1.01	1.01	1.01	1.01
道路作業物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	敷き	1.02	1.02	1.02	1.02
公園修理工		1.02	1.02	1.02	1.02
駅前地盤改良工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁架け工		1.01	1.01	1.01	1.01
ブルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表裏杭工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
伊賀成化セメント管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付伊賀成化セメント管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
伊賀管工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
伊賀管工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
伊賀管工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
伊賀管工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
和行管および土管設置工	土管設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
和行管および土管設置工	和行管*土管 及び土管*和行工	1.01	1.01	1.01	1.01

※「木材チップ敷き高付吹付け工」、「大径ブロック工」については、「建設工事標準単価第15編（単価）」による。

(削除)

別表 2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高規格性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面防凍工	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
（コンクリート保護塗装）	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面防水工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
透気繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
河床防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射標設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	敷き	1.02	1.02	1.02	1.02
依り代護岸設置工 （依り代ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械防犯工		1.02	1.02	1.02	1.02
防犯灯付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートびびり防止剤目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
緑化防止用養生マット工 （養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
皮革塗装工		1.02	1.02	1.02	1.02
制圧ポリエチレンリブ管 （ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ガード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

※「ペイント式(手動)」については、「建設工事標準単価第15編（単価）」による。

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

新	旧
本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。 1 定義 （1）「週休2日工事」における「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての週において、土曜日と日曜日の両日（以下、土日）に現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所完全週休2日（土日））をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、振替日として土日に代わる現場閉所日を指定する （2）「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位4週8休以上）をいう。 <u>（3）「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。</u> （4）「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。 （削除） また、「1年単位の変形労働時間制」を活用している受注者において、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した週は週休2日の対象期間に含まない。 （5）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。 なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。 2 実施方法 （1）受注者は、契約後、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 （2）受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。 （削除） （3）受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 3 実施報告 ＜略＞	本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。 1 定義 （1）「週休2日工事」における「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての週において、土曜日と日曜日の両日（以下、土日）に現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所完全週休2日（土日））をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、振替日として土日に代わる現場閉所日を指定する （2）「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位4週8休以上）をいう。 （追記） （3）「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。 空港土木工事にあつては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。 （追記） （4）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。 なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。 2 実施方法 （1）受注者は、契約後、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 （2）受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。 ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。 （3）受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 3 実施報告 ＜略＞

新旧対照表 島根県週休２日工事特記仕様書（土木部編）

新	旧
4 工事費の積算及び設計変更 週休２日の取得に要する費用計上は行わないものとする。 5 履行証明書 受注者は（２ 実施方法）により週休２日に取り組み、通期４週８休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休２日工事履行証明書（様式２）により、発注者に履行証明を求めることができ 6 提出書類の虚偽 <略> 《参考》 <略>	4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所月単位４週８休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。なお、完全週休２日（土日）を達成した場合は、精算時に完全週休２日（土日）の補正係数に変更するものとし、月単位の週休２日を達成することができなかった場合は、補正なしとして変更するものとする。 発注者は、「受注者希望型」においては、週休２日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休２日工事要領（土木部編）別紙１のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 5 履行証明書 受注者は（２ 実施方法）により週休２日に取り組み、月単位４週８休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休２日工事履行証明書（様式２）により、発注者に履行証明を求めることができ 6 提出書類の虚偽 <略> 《参考》 <略>